

IV 自動車系異動・共済金請求関係

【事案Ⅳ－１】車両共済金等請求

・平成 28 年 2 月 29 日 和解成立

<事案の概要>

等級据置特約が付帯されていた前契約と同内容で継続したつもりであったにもかかわらず、等級据置特約が廃止されたことにより同一契約内容ではなくなったが、一切被申立人からの事前案内はなかった。事故を起こした際に初めて気が付いたが、発生した相手方賠償金および自車修理費については、共済掛金との兼ね合いから、自費で支払った。本来であれば等級据置特約の効果により、これらの金額については共済金で支払い、かつ、等級が下がることはなかったのだから、自己負担分を申立人に支払うよう求めて申立てに及んだもの。

<申立人の主張>

被申立人は、申立人が負担した相手車両の修理費と自車修理費を申立人に支払え、との判断を求める。

- (1) 平成 27 年 4 月に自動車共済契約を締結した際、担当者から直接「契約内容は昨年と同じです。」と説明を受けて契約した。この自動車共済には昨年も「等級据置特約」が付で契約している。今年の契約も「昨年と同じです。」との説明だったので「等級据置特約」が付いていると思って契約したが実際は特約がなかった。
- (2) 平成 27 年 5 月に事故が発生し、この時初めて申立人は今の自動車共済契約に「等級据置特約」が付帯されていない事がわかった。
- (3) 被申立人は、等級が下がると来年以降の自動車共済の申立人の共済掛金がかかなり高額になるのでこの程度の事故は保険を使わないほうがいいと申立人に助言し、このため他の自動車との衝突・接触等による車の損害補償を使わずに相手車両の修理費と自車修理費を自費で支払って処理した。
- (4) 申立人から被申立人に対し、納得いかない旨伝えたところ、支店長が来訪し「等級据置特約」が廃止になったことは普通郵便で知らせていると説明されたが、申立人はそれを受け取っていないし見てもいないし、大事なお知らせなら普通郵便でなく直接届けるべきである。被申立人側も申立人に送付したとした発送記録がない。

<共済団体の主張>

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

- (1) 被申立人は、等級据置特約を平成26年9月末をもって全契約を対象に廃止とした。また、平成25年10月以降は、新規取り扱いを廃止し、等級据置特約付の契約は1年間のみ延長できる仕組となっていたが、1年後の同26年10月1日には等級据置特約がなくなる旨、共済契約者に周知徹底していた。したがって、被申立人としても、自動車共済に約款・事業規約上存在しない保障(等級据置特約)を付帯することは不可能である。
- (2) 被申立人の等級据置特約の廃止案内については、同26年10月から契約者に対して「自動車共済改訂のご案内」を少なくとも2回送付しており、申立人を含む全契約者に周知徹底を行なってきた。
- (3) 等級据置特約の廃止等を含む自動車共済の保障内容については、自動車共済契約の「終了のお知らせ・継続のご案内」にて終期日の属する月の2か月前の月には契約者住所に到着するよう全契約者に対し、毎年、終了する従前の契約内容と継続プランの契約内容を案内している。
- (4) 自動車共済契約の締結日は、同27年2月であり、被申立人の支店に来訪し、自動車共済継続手続を行なっている。申立人の主張では、契約時に「契約内容は昨年と同じです。」との説明を受け、継続用契約申込書に印鑑を押印し、意向確認欄に「はい」の○印を記入したとのことであるが、契約手続を行なった共済担当者に確認したところ、自動車共済においては、同26年10月1日以降のすべての契約において等級据置特約を廃止したことの研修等を受講し、共済担当者として十分に指導を受けていたので、同担当者が「前契約同様、等級据置特約が付いています。」といった説明は行なうはずがないので、申立人の主張は真実に反するとのことである。
- (5) さらに、契約時に申立人側で記入押印した共済契約申込書においては、等級据置特約に関する文言は何処にも記載されていない。従前の契約申込書の中では、等級据置特約が保障内容となっていたため、その旨の記載があったが、今回の契約申込書から無くなったものである。申立人においても、その共済契約申込書に記入押印をしている。
- (6) 申立人は、当団体と自動車共済について2契約を締結している。本件共済契約以外の契約において、2年前までは等級据置特約を結んでいたが、申立人側の申し出により、自ら等級据置特約を外しており、掛金負担を軽減している。すなわち、申立人は等級据置特約が外れば、共済掛金が下がることを十分に認識していたといえる

＜裁定の概要＞

共済契約の管理は契約者自身が行うべきものであるが、契約者である申立人は団体との交渉や契約締結を含め全てを妻に任せていたと思料され、共済契約者としての義務を怠っていたと言わざるを得ない。一方、被申立人においても契約者本人に対して

説明義務があることを契約者の妻に告げるべきであったところそれを怠っており、等級据置特約廃止にかかる旨の連絡を書面で行っているが、当該書面は文字が小さく、他の情報に紛れて混んでいる等、高齢の契約者にとってわかりやすい表現とはなっていないこと、採契手続時における重要事項説明書の説明が不十分であると考えられる等、一定の落ち度が考えられると判断されたことから、審議会より両当事者に対して和解の打診を行い、被申立人が申立人に対して和解金を支払うことで両当事者合意し、和解契約書の締結をもって解決とした。